

一般社団法人北海道薬剤師会会長
一般社団法人日本チェーン・ドラッグストア協会北海道支部長
一般社団法人北海道医薬品配置協会会長
一般社団法人北海道置き薬協会会長
一般社団法人北海道医薬品卸売業協会会長
北海道医療機器販売業協会会長
北海道麻薬協会会長

様

北海道保健福祉部長

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する
省令の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知があり、道では
次のとおり対応しますので、お知らせします。

また、本通知については、当部地域医療推進局医務薬務課のホームページに掲載しており
ます。

記

1 医務薬務課が発出した薬事関連通知の取扱いについて

今般の省令改正の趣旨を踏まえ、施行日前に地域医療推進局医務薬務課が発出した通知
であって、申請等の際に記名押印または署名（以下「押印等」という。）を求めているも
のについては、押印等が無かったとしても、特段の定めのない限り、正当に申請等があっ
たものとして受け付けることとする。

2 留意事項

これまで、押印等が必要であった各種申請書等については、今後、薬事関連手続におい
てその押印等が不要となることから、申請内容に虚偽や齟齬等がないか適切に確認する
ことがあること。また、申請書等における添付書類についても、同様に、必要に応じて書類
作成者に確認することがあること。

なお、申請する者が申請内容に虚偽や齟齬等がないことを証するための手段の一つとし
て、各種申請書等に押印等を用いることは差し支えない。

3 通知掲載先

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-yakumu.htm>

地域医療推進局医務薬務課薬務係・薬物対策係
TEL 011-231-4111(内 25-330、25-333)
FAX 011-232-4108